

くるめししょうがいりゆう さべつ じょうれい 久留米市障害を理由とする差別をなくす条例

じょうれい せつめい
～ 条例をできるだけわかりやすく説明します ～

R6.4.1 施行

《目的や基本の理念(考え方)》

これまで、国も久留米市も、障害を理由とする差別が解消されるように、啓発などに取り組んで進めてきました。

しかし今の社会は、障害のない人を基準に建物、制度、サービスなどが作られていて、常識や普通という考え方が出来上がっています。

このことから、こころや体の機能に障害があると、生活しにくい社会となっている現実があります。障害は、みんなが持っている個性のひとつで、その人に問題があるのではなく、問題があるのは社会の方だということを知り、社会を変えていく必要があります。

この条例は、私たちが生まれながらに持っている人権や本来の権利を、障害があろうとなかろうと、当たり前のこととして得られ、お互いが相手を大切に思い、誰もが共に生活していける地域社会とすることを目指しています。

これから久留米市は、この条例を市民の皆様へお伝えしながら、一緒に取り組み、障害者差別解消を進めていきます。



この条例で対象になる人など

しょうがいしゃ 障害者	しょうがいしゃてちょうも ころ からだ きのう なん しょうがい 障害者手帳を持っていなくても、心や身体、そのほかの機能に何らかの障害があ って、日常生活でいろいろな不便がある方。
じぎょうしゃ 事業者	りえき じぎょう なに じぎょう つづ ひと かいしゃ 利益のためにする事業だけでなく、何かの事業を続けてやっていく人たち。会社や 団体のこと。
しみん 市民	くるめし すま すべ かた 久留米市にお住いの全ての方
し 市	くるめし ぎょうせい おこな きかん しやくしょ きょういくいいんかい 久留米市の行政を行う機関のこと。市役所、教育委員会など。

この条例で禁止すること(7・8・9条)

<p>すべての人に対して</p>	<p>誰であっても、障害を理由に差別をしてはいけません。</p>
<p>市と事業者に対して</p> <p>市や事業者は、 【障害を理由とする差別の 解消の推進に関する法律】 でもこの2つは禁止されてい ます。 ※事業者の合理的配慮の提供 義務はR6.4.1から</p>	<p>他の人(第三者)から見て、正しいと思われる理由もなく、 障害があるということだけで、障害の無い人にはしないの に、拒否したり、条件をつけたりしてはいけません。 これを【不当な差別的取扱い】といいます。</p> <p>障害があっても同じようにサービスが受けられたり、利用できる ようにするために必要な配慮を、負担がかかり過ぎることも ないのに、障害のある方が求めてもしないこと。 これを【合理的配慮の不提供】といいます。</p>

不当な差別的取扱いって???

「障害があるから」という理由で、その対応が必要だと思われる他の理由もないのに、
障害のない人とは違う差別的な対応をすることですが、日常の10の分野と、その他のいろ
いろな分野でも、禁止しています。(第8条)

(1) 福祉サービス	(5) 販売・サービス	(8) スポーツ・文化芸術・生涯学習
(2) 医療	(6) 不動産(賃貸・売買)	(9) 情報提供
(3) 教育・療育・保育	(7) 公共施設の利用など	(10) 災害発生時
(4) 雇用	(11) ここに上がっていない、ほかの分野でも、差別をしてはいけません。	

この10の分野では、利用などの場面で、次のようなことをしてはいけなくとしています。

拒否する	「障害者の方は利用できません」と拒否してはいけません。
制限する	一部分の利用だけを認めるなどの対応ははいけません。
条件を付ける	「付添いの人を連れてきて」などと条件をつけてはいけません。

この他にも、いくつかの分野では、個別の禁止することを書いています。

(1) 福祉サービス	本人は望んでいないのに、障害者支援施設に入所させてはいけません。
(2) 医療	本人の考えを聴かず、説明もしないで、医療(入院など)を強制してはいけません。
(3) 教育・療育・保育	本人や保護者の意見を聴かず、考えを尊重しないで、一方的に就学先をきめてはいけません。
(4) 雇用	賃金や労働時間など労働条件で、不利な対応をしてはいけません。

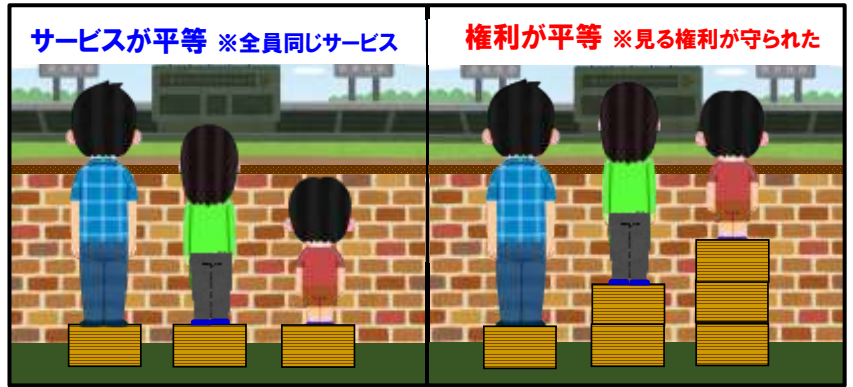
ごうりてきはいりよ

合理的配慮って???

合理的配慮は、人や場面、場所

によって必要な内容が変わるため、
全部の説明はできません。

そこで、この絵で考え方を説明
します。左の絵は、「踏み台」という
サービスを平等に受けていますが、
身長の高い人は見えていません。



右の絵は全員に見てもらえるように、サービスの内容を変えています。

大事なのは、サービスが平等かどうかではなく、もともとの権利、今回の絵では「見る」という権利が守られるように、よく話してサービスや制度などを変えていくことです。

差別を受けた時の相談(10-16条)

相談できる窓口

差別を受けたと感じた時の、相談する場所(窓口)について、書いています。相談は、ご本人でも、そのご家族でもできます。

市役所関係の窓口	窓口の説明	連絡先など
障害者福祉課	市役所14階	お電話もできます。TEL 30-9035。
障害者基幹相談 支援センター	市内4カ所 (北部・南部・東部・西部)	場所や電話番号は QRコードから確認 できます。
身体障害者相談員 知的障害者相談員	当事者や当事者を子に持 つ保護者が相談員です。	相談員について、 QRコードから確認 できます。

かいけつ むずか

解決が難しいとき(久留米市障害者差別解消調整委員会 11-15条)

それぞれの窓口で相談を受けた時は、障害者福祉課の職員が相手の事業者などに話を聞いたり、調べたりします。そして「こうすべきです」「こういう改善をしてください」などの指導や助言をします。それでも解決しないとき、相談者は「久留米市障害者差別解消調整委員会」に「申立て」できます。この委員は、当事者・法律関係・障害者問題の専門家などです。

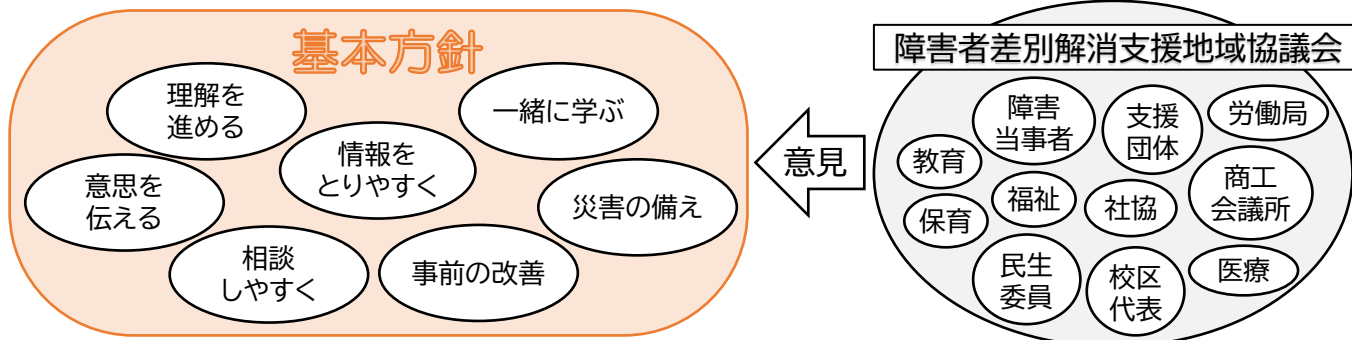
個人情報 を 扱うので、「委員は秘密を守らなければいけない」としています。

差別解消のための取り組み(17-24条)

差別解消について、市民や事業者の多くの皆さんに知ってもらい、差別がなくなるように、市は取り組んでいきます。条例では、市が取り組むべきこと(施策)について、その基本となる考え方や内容を示しています。

基本方針を定めます(第17条)

- 条例の第18条から第24条の内容を含めて、基本方針を作り施策を定めます。
- 久留米市障害者差別解消支援地域協議会からも意見をもらって作ります。



理解を進める(第18条)

- 市民・事業者の皆さんへの周知、市職員の研修
- みんなが交流できる機会を作る
- 障害のある方(ご家族)の権利学習

情報を取りやすく(第19条)

- 市の情報のとりやすさ向上に努める。

一緒に育ち学ぶ(第20条)

- 障害があっても、共に教育や保育が受けられるよう努める。

意思を伝える(第21条)

- 市は手話やその他のコミュニケーションの利用を進める。
- 手話通訳者などが増えるようにする

相談しやすく(第22条)

- 生活地域での相談ができるよう進める
- 当事者の相談員や、福祉事業所、当事者団体と協力して相談しやすくしていく

事前の改善(第23条)

- 市や事業者は、建物を修理したり建てたりするとき、合理的配慮をするため、改善に努める。

はじめから壁がなければ皆見える



災害への備え(第24条)

- 障害がある方へ防災情報を発信したり、共に受ける防災講座を開催